

(日本銀行仮訳)

影響度調査のための概説ペーパー

バーゼル銀行監督委員会

2002年10月

目 次

I. 要 旨	3
II. はじめに	5
III. 自己資本に関する新しいバーゼル合意の利点	6
IV. 今回の提案の主要な要素	7
V. 主な課題	11
新合意の複雑性	11
オペレーショナル・リスク	12
新合意における所要自己資本の水準調整	14
シクリカリティの可能性	15
合意の実施に関する検討	17
次のステップ	18

影響度調査のための概説ペーパー

I . 要 旨

- 1 . バーゼル銀行監督委員会（当委員会）は、より包括的な自己資本規制の枠組を新たに開発した。本枠組は、最低所要自己資本、監督上の検証、市場規律の3つの柱から成る。当委員会は今回、最低所要自己資本を改訂するために当委員会が行う提案の包括的な「実地調査」を行う。本実地調査は第3回定量的影響度調査ないし QIS 3 と呼ばれ、より良い自己資本充実度の枠組を開発するために当委員会が行っている作業における重要なステップである。40 か国以上の 200 を超える銀行が 参加するものと予想される。
- 2 . 自己資本合意の改善は、リスク管理を重視する姿勢を育て、銀行がリスク評価能力を絶えず向上させ続けるように奨励することを企図したものである。当委員会は、最低所要自己資本を強固で広範に用いられているリスク管理実務に近づけることは可能であり、また近づけるべきであると考える。リスク感応度の高い最低所要自己資本が課されることにより、銀行の自己資本はリスクに対する備えとして、より有効に用いられる。
- 3 . 今回の草案と現行合意のいまひとつの大きな相違点は、新しい枠組では銀行および監督当局が最低所要自己資本を算出するに当たり、手法を選択する余地が設けられていることである。最早、自己資本充実には画一的な手法（one-size-fits all approach）は用いられない。銀行は今後、自らのリスク管理システムに最も適した手法を用いることが期待される。
- 4 . 信用リスクの分野においては、規制上の所要自己資本を算出するための選択肢のひとつとして、現行合意と類似した、修正標準的手法を用意している。信用リスクには、基礎的および先進的な内部格付（IRB）手法も用意されており、その場合、銀行自身が推計した主要パラメータを用いることになる。但し、改訂標準的手法において外部格付が用いられるのとは異なり、内部格付手法を用いる銀行は自らのエクスポートヤーに関する内部的な評価を示すための主要な定性的基準を提示することになる。
- 5 . 新合意はまた、オペレーションル・リスクに対する最低所要自己資本を導入

する。バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクは銀行が直面する重大なリスクであり、銀行は本リスクから発生する損失に備える必要があると考える。

6. バーゼル委員会のメンバー国は、国際的に活動している自国の銀行に対し、改訂合意を2006年末に同時に実施する意向にある。当委員会は、100を超える国が現行合意を実施しており、一部の国は実施後間もないことを承知している。従って当委員会は、それら全ての国が2006年末までに改訂合意を実施するよう努めすべきであるとは考えていない。各国の監督当局は、自国銀行システムの状況に照らして改訂合意の実施に係る問題点を注意深く検討し、適切な実施のタイミングを選択すべきである。特に、国際的に活動しているとはみなされない銀行、すなわちバーゼル委員会においてすら必ずしも現行合意のルールを適用されていない銀行に対してはそうした配慮が必要である。当委員会は、非G10新興市場国の監督当局との間で、それらの国における新合意の適用に関して共同作業を継続するつもりである。
7. 自己資本合意を改訂するに当たり、当委員会は多くの課題に直面した。当委員会は、新たな課題が発生する毎に、銀行やその他の市場参加者と積極的に対話し、可能であれば先端的な業界実務から知恵を借りることによって対応してきた。
8. 当委員会が直面している主要な課題は、リスク・ベースの新ルールの複雑性である。当委員会は、可能な場合には単純な選択肢を提供することを強く志向している。当委員会は、一部の分野においては複雑性を減じるために提案を単純化することを選んだ。しかし他の分野においては、業界からフィードバックを得た結果、単純な提案では重要な銀行業務に伴うリスクを実効的かつ公正に扱うことができないと判断した。また、業界ではベスト・プラクティスとして洗練されたリスク測定システムが用いられている。こうした状況に対処するため、当委員会は一連の選択肢を開発した。
9. 委員会が最近において提案の内容に大幅な変更を加えたのは、業界参加者との共同作業により、難しい問題に対処するための実務的なアプローチを開発することを望んだためである。当委員会は中堅・中小企業向け与信の分野において、規模を問わず全ての企業を同様に扱えば中堅・中小企業向け与信に伴うリスクの重要な側面を無視することになると判断した。当委員会は、以下に概説する2002年7月に合意した手法が、こうした重要な形態の与信に関するリスクを評価するための、より良い土台となると考える。
10. 当委員会にとってのいまひとつ重要な課題は、オペレーショナル・リス

クの取扱いであった。本件については、銀行業界内部でも急速な進展が続いている。規制上の所要自己資本の算出手法としては、一連の選択肢が提示されている。当委員会がやはり7月に合意した先進的計測手法(AMA)においては、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を評価するより良い手法を開発するに当たり、銀行に最大限の柔軟性が与えられている。AMAは、オペレーショナル・リスク評価の発展的な性質を反映した構造となっている。

11. 当委員会は、提案されている新しいルールの下で必要とされる自己資本の全体的水準に関する問題に、多大な資源を投入した。当委員会は、多くの機会に述べてきたとおり、自己資本合意の改訂作業によって銀行システム内の自己資本の総額を大幅に増減させる意図はない。これを前提としつつ、当委員会は、より先進的な自己資本計測手法を採用する具体的なインセンティブを銀行に与える必要性を認識している。QIS3のプロセスは、こうした所要自己資本水準の調整を支援する重要な情報が得られるように設計されている。
12. 当委員会およびその他関係者は既に、バーゼルIIの実施、およびバーゼルIIの下で世界的な競争条件の平等を確保するという課題に焦点を当て始めている。銀行は、国毎に実施方法が不平等となる可能性について幾分の懸念を示している。銀行は、ある国の監督当局が他の国に比べてより厳格なアプローチを探るのではないかと考えている。こうした懸念に応えるため、バーゼル委員会の支持の下で、上席の監督者から成る作業部会が設立された。本グループは、合意の実施アプローチについて情報交換を行い、アプローチの統一性を保つことを目指している。
13. 新合意の開発を更に進めるに当たっては、QIS3から得られるフィードバックを検討する必要がある。銀行は、2002年12月20日迄にQIS3への回答を提出するように求められている。その後、当委員会は時間をかけて結果を評価し、必要に応じて提案を微調整する所存である。当委員会は現在、2003年春に完全な協議用パッケージを公表し、パブリック・コメントを求める所存である。

II. はじめに

14. バーゼル銀行監督委員会(当委員会)は、自己資本合意の見直しに係る提案について包括的な「実地調査」を実施するに当たり、付属文書として本概説ペーパーを公表する。実地調査は第3回定量的影響度調査ないしQIS3と呼ばれ、より良い自己資本充実度枠組を開発するために当委員会が行っている作業

における重要なステップである。QIS 3 は、新合意の第一の柱である最低所要自己資本に関する提案に焦点を当てたものとなっている。QIS3 は、当委員会の提案の質を確かなものとすること、および、2003 年春に正式なパッケージを公表して市中協議に付すのに先立って、更なる修正を加えるための情報を収集することを目的として行われる。

15 . 本ペーパーは、自己資本合意の改訂に関する当委員会の考え方の全体像を説明することを目的としている。銀行が QIS 3 において試すことになる今回の草案の諸要素も説明の対象に含まれる。本ペーパーはまた、合意改訂プロセスの中で当委員会が直面した主要な課題の一部についても述べる。

III . 自己資本に関する新しいバーゼル合意の利点

16 . 当委員会は、自己資本充実の枠組を主として 2 つの観点から改善することにより、公共政策上の大きな利益が得られると考える。第一の改善は、枠組の性質を拡大し、自己資本の充実に関する「3 本の柱」である最低所要自己資本、監督上の検証、市場規律により完全に包含することである。第二の改善は、最低所要自己資本のリスク感応度を高めることである。これらの目的は、当委員会が 1988 年の自己資本合意を改訂する努力を開始した時点から中心に据えられていたものであり、これらが望ましい目標であることは市場参加者の間でも広く認められている。

17 . 金融市場の発展は、個々の市場参加者ならびにシステム全体の安定性を確保するための主要なメカニズムとして、リスク評価の重要性を常に明示している。バーゼル合意の改善は、リスク管理を重視する姿勢を育て、銀行がリスク評価能力を絶えず向上させ続けるように奨励することを企図したものである。当委員会は、最低所要自己資本の算定ルールを強固で広範に用いられているリスク管理実務により近づけること、および、こうしたリスク重視の姿勢を新合意の第二の柱を通じて監督実務に浸透させるとともに、リスクと自己資本に関するディスクロージャーの強化を通じて市場規律に織り込むことによって、この目的が達成されると考えている。

18 . 最低所要自己資本のリスク感応度を高めれば、より強く、かつ、より正確なインセンティブ構造を通じて利益がもたらされる。大まかな枠組みである現行合意は、リスク度合いが異なっても一般に所要自己資本は変わらないため、ある種のタイプの与信を行う意欲を人為的に削ぐ一方、自己資本規制の軽減が唯一の利点である取引（すなわちキャピタル・アービトラージ）を促進する可

能性がある。より広い視点に立てば、リスク感応度の高い自己資本の枠組は、銀行がリスク管理の強化に投資した場合、規制の枠組はそうした投資を支援する、という保証を与えていた。

19. リスク感応度の高い自己資本規制はまた、自己資本充実度について、より意味のある、かつ、より情報に富んだ測定値をもたらす。自己資本比率は、財務の健全性を示す重要な指標として、監督当局、取引相手、投資家、市場アナリスト、および銀行自身により用いられている。銀行が大規模化し、業務内容が複雑になると、こうした指標が遅れることなく引き続き有効であり続けることの必要性は益々高まる。当委員会は、自己資本の枠組が改良されてよりリスク感応度の高いものとならない限り、最も規模が大きく、かつ金融システムにおける重要性の最も高い銀行にあっては、このままでは自己資本比率の価値が次第に損なわれてしまうであろうと考える。

20. 改訂合意の第二の柱では、銀行はリスクとの対比において自ら自己資本を内部的に評価し、監督当局はこうした内部評価を検証のうえ所要の対応を探る必要があるという点が強調されている。これらの要素は、有効な銀行経営および有効な銀行監督の必要条件として広く認められつつある。リスクと自己資本充実度に関する判断は、銀行が第一の柱における規制上の最低要件を満たしているか否かのみによって下してはならない。従って、改訂合意に第二の柱が加わり、銀行と監督当局の双方が強固なリスク評価能力を備える必要性が強調されることは有益である。

21. 銀行の自己資本の充実度を評価するに当たっては、市場参加者も重要な役割を果たす。主要なリスク要素と自己資本についてより広範なディスクロージャーが行われれば、取引相手や投資家は重要な情報を得ることになる。銀行のリスク・プロファイルについて十分な情報に基づいた判断を行うため、取引相手や投資家はこうしたデータを必要としている。当委員会は、新合意の第三の柱がディスクロージャーの強化を通じて市場規律を強めることは、銀行と監督当局がリスクを管理するのに役立つと共に、安定性を向上させるという重要な利点があると考える。

IV. 今回の提案の主要な要素

22. バーゼル委員会は、当委員会の目的を達成し得る第一の柱の具体的な提案を策定するため、市場参加者と緊密に協力して作業を行ってきた。当委員会は現在、具体的な一連の今回の草案を纏め上げた段階にあり、40 を超える国

200 以上の銀行を対象として、包括的、定量的な実地調査を行おうとしている。今回の草案のほとんどの要素については既に説明がなされており、業界との間で踏み込んだ協議が行われてきたが、最低所要自己資本に関する一連の具体的な提案について定量的評価を行うことはできるのは今回が初めてである。

23. 今回の草案と現行合意の最も重要な相違点は、おそらく、バーゼルIIが銀行および監督当局が最低所要自己資本を算出するに当たって様々な手法の中から選択を行う余地を設けていることであろう。個別銀行の間にはかなり大きな差異があるため、画一的な枠組によって当委員会の目的を達成することは不可能である。このため当委員会は、銀行が自らの必要性と、リスク評価システムの改善に投資する意欲に応じて選択を行うことができるよう、複数の選択肢を提示するアプローチを採用した。改訂合意の下で複数の選択肢を用意する必要があるとの決定を下したことにより、新しい枠組は要約したり説明したりすることが現行合意に比べて難しくなるものの、現行合意に比べて柔軟性が高くなる。

24. 第二の大きな革新は、オペレーションナル・リスクに係る最低所要自己資本を導入したことである。この結果、新しい枠組においては、最低所要自己資本に3つのリスク分野が包摂されることになった。すなわち、(1)信用リスク（1988年合意の対象）、(2)トレーディング業務に伴うマーケット・リスク（1996年の合意修正により導入）および(3)オペレーションナル・リスク、である。オペレーションナル・リスクの測定、および同リスクを枠組に組み入れる手法に関する提案の策定は困難を極めた。本提案については後述する。リスク感応度の高い最低所要自己資本が課されることにより、銀行の自己資本はリスクに対する備えとして、より有効に用いられることになる。

25. 信用リスクの取扱いについては、提案の中に3つの手法が提示されている。銀行はその中から選択することができるが、ある場合には様々な基準を満たすことが条件となる。3つの手法とは、(1)改訂標準的手法、(2)基礎的内部格付（IRB）手法、および(3)先進的内部格付手法である。改訂標準的手法は、現行合意に最も類似している。本手法において、信用エクスポートジャーナーは、エクスポートジャーナーのタイプ（例えば、ソブリン向け与信、事業法人向け与信）また、公表された債務者格付を有するかなど、その他いくつかの明確な特性に従って分類される。

26. 改訂標準的手法は、現行のバーゼル合意を大幅に発展させたものである。本手法は、内部格付手法ほど完全にリスク感応的ではないものの、信用リスク削減手法や資産証券化の取扱いをはじめ、重要な改善が盛り込まれている。ま

た本手法では、ソブリン・エクスポート・エクスポートのリスクウェイト付けに際して現在用いられている所謂クラブ・ルールの問題が解決されている。当委員会は、事業法人向けエクスポートの外部格付が限定的にしか用いられていないケースを含め、幅広い環境において改訂標準的手法が有効に適用され得ることを確保するために、QIS 3 の過程において一部非 G 10 諸国の監督者と緊密に共同作業を行っていく。

27. 信用リスクに係る所要自己資本に 2 種類の内部格付手法を導入したことは、最低所要自己資本の算出における大きな革新である。内部格付手法という名称が示唆するとおり、両手法の主な特徴は、所要自己資本の算出における第一義的な入力情報として、債務者の信用度に関し銀行自身が内部的に生み出した測定値を用いるという点である。これらの内部的な推計値が堅固かつ意味のあるものであることを確保するため、何れの内部格付手法を用いる銀行も、内部的な信用リスク評価能力の包括性と完全性に関する一連の定性的基準を満たすことを求められる。

28. 両内部格付手法を用いる銀行は、信用エクスポートをいくつかのカテゴリー（例えば、事業法人向け与信、住宅ローン）に分類することを求められる。銀行は、各カテゴリーについて、エクスポートの内部的な評価を反映する主要な定量的測定値を算出する。基礎的内部格付手法を用いる銀行は、債務者のデフォルト確率を定量的に評価するとともに、幾つかの国においては実効マチュリティも推計する必要がある。先進的内部格付手法を用いる銀行は、デフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポートをも推計する必要があるほか、ほとんどの場合には実効マチュリティも勘案することを求められる。

29. 内部格付手法に関する提案では、各エクスポート・カテゴリーについて、必要となる定量的入力情報を所要自己資本額に変換する関数が定められている。その関数、および必要となる特定の入力情報の定義は、エクスポート・カテゴリーにより多少異なる。例えば、リテール・エクスポートのカテゴリーについては先進的内部格付手法のみが適用され、基礎的内部格付手法の選択肢はない。

30. ホールセール・エクスポートのカテゴリーにおける両内部格付手法の主たる相違点は、先進的内部格付手法においては銀行が自ら推計することを認められている定量的入力情報が多いという点である。基礎的内部格付手法においては、こうした追加的な入力情報は、エクスポートの様々な特性を反映した一定の特定された数値をとるものと想定される。従って、先進的内部格付

手法はより柔軟性が高く、本手法を用いる銀行は、ローン・コミットメントが発動される可能性や様々なタイプの担保の価値といった要素を自ら評価する余地をより広く与えられている。同時に、先進的内部格付手法の適用を認められるための最低基準は、基礎的内部格付手法に比して相応に厳しい。

31. 内部格付手法においては信用リスクの内部評価がベースとなる。内部評価での微妙な差異がそのまま反映されるため、これらの手法を用いた場合にリスク感応度が高まる可能性は潜在的に非常に高い。しかし、内部格付手法においても銀行は所要自己資本額を自ら直接決定することは認められていないという点は重要である。所要自己資本額は、銀行が推計した定量的入力値と、当委員会が定めた関数との組み合わせにより算出される。

32. 両内部格付手法および改訂標準的手法の主要な要素のひとつは、「信用リスク削減手法」である。これは、様々なタイプの担保、保証、クレジット・デリバティブの利用を広く包含する用語である。銀行は、与信に係る損失から身を守るため、様々な信用リスク削減手法を利用している。しかし、現行合意の下では、銀行が信用リスク削減手法を用いることによって所要自己資本を削減し得る余地は極めて狭く制限されている。信用リスクに関するバーゼル II の提案の主要な要素のひとつは、担保、保証、クレジット・デリバティブの認識を大幅に広げたことである。当委員会は、業界の実務を土台として、これらの信用リスク削減手法の利点ならびに残存リスクを慎重に評価する努力を行ってきた。例えば、提案されている枠組の下では、銀行は従来より広範な種類の適格担保について、将来の潜在的なエクスポートナーを把握することが求められている。

33. 今回の草案のいまひとつ重要な要素は、証券化の取扱いである。現行合意はそうした取引の取扱いに関する具体的なガイダンスをほとんど示していない。しかし、証券化取引の市場が大きく、しかもなお拡大中であること、また、信用エクスポートナーに係るリスクまたはその保有、もしくはその両方が移転するという点がこれらの取引の本質的な特徴であるという事実に鑑みれば、改訂合意には証券化の堅固な取扱いを織り込む必要がある。証券化の取扱いを織り込まない限り、バーゼル II は引き続きキャピタル・アービトラージに対して極めて脆弱なものとなり、当委員会の掲げた目的は達成し得ないであろう。

34. 当委員会は、QIS 3 と並行して、証券化の取扱いに係る包括的な枠組について初めての提案を行う。本枠組では標準的手法と内部格付手法が用意されており、いずれも、証券化の法的形態ではなく証券化から発生するリスクに焦点を

当てたものとなっている。新提案のより詳しい内容については、近く公表される「証券化の枠組に関するワーキング・ペーパー」を参照されたい。

35. 信用リスク提案について言及すべき最後の要素は、中堅・中小企業(SMEs)向け与信の取扱いである。本分野につき当委員会は、これらの債務者について適切な所要自己資本が賦課される提案を行うように留意してきた。改訂標準的手法においても内部格付手法においても、一定の条件の下で銀行は、一部の中堅・中小企業に対する与信をリテール向け与信として扱うことができる。また、内部格付手法においては、事業法人向け与信として扱われる中堅・中小企業向け与信は、他の点で同様の特性を持つ大規模企業向け与信に比較して所要自己資本が軽減されている。

V. 主な課題

新合意の複雑性

36. バーゼル委員会では、改訂合意は可能な限り単純明快でなければならないものの、その中心的な目的であるリスク感応度と柔軟性を損なうほどに単純であってはならないと考えている。これらの目的を総合すると、新合意は現行合意に比べてより包括的かつ複雑なものとならざるを得ない。バーゼル II の柔軟性ひいては広範な適用可能性を維持するためには、信用リスクおよびオペレーションナル・リスクについて複数の手法を提示することが極めて重要である。端的に言えば、複数の選択肢が提示されたのは、銀行のリスク管理実務の幅広い実態に対応するためである。また当委員会は、証券化や信用リスク削減手法といった重要な要素についても、堅固かつリスク感応度の高い提案を行うことが不可欠であると考えた。

37. 当委員会は、新合意の構造と適用を可能な限り明快かつ単純なものとするため、少ながらぬ努力を払った。幾つかのケースでは前回の提案が大幅に精緻化された。当委員会は、様々な関係者から寄せられた広範なフィードバックに基づいて、内部格付手法の段階的な導入を認める提案を行う。本措置の目的は、銀行が様々なポートフォリオに関して、タイミングと範囲の両面においてより柔軟に内部格付手法を適用することを可能にすることにある。このため、銀行は、主要な業務エクスポージャーの種類および業務単位について、どのような範囲とタイミングで内部格付手法を適用するかを明らかにした実施計画を作成し、各国監督当局と協議することが期待される。

38. 第一の柱においては上記のほかにも単純化が行われた。銀行および監督当局は、与信の集中リスクや信用リスク削減手法の残存リスクを第二の柱で考慮することとなった。第二の柱では、銀行がリスクとの対比における自己資本充実度を自ら評価し、監督当局は銀行の自己評価を検証する。また、当委員会は最近、バーゼル II の下でプロジェクト・ファイナンスをはじめとする「特定の資産を返済源とする融資」(スペシャライズド・レンディング)に内部格付手法を適用する際の取扱いを単純化することを決定した。この結果、多くの銀行がこうした形態の与信を他の事業法人向けエクスポージャーと同様に扱えるようになる。

39. 当委員会はまた、内部格付手法の適用を認めるために銀行が満たさなければならない基準についても、慎重に検討を行った。本規制は、銀行が内部的な推計値を用いて所要自己資本を算定する場合について、適度の信頼性と整合性を確保することを目的として策定されたものである。直近の市中協議の結果、当初策定された基準は革新や銀行実務の相違を容認しない可能性があり、実際に適用された場合には過度に規制色が強くなる惧れがあることが判明した。当委員会は少なからぬ努力を払って最低基準の手直しを行ってきた。現在の最低基準は、内部の推計手法に関する銀行間の整合性をもたらしながら、銀行間の相違を容認するものである。

40. 当委員会は、その他の分野においては業界からのフィードバックに照らし、単純な提案によって重要な銀行活動に伴うリスクを有効かつ適切に取り扱うこととはできないとの確信を得た。こうした場合、当委員会はリスクの相違を反映した提案を策定した。その一例は、前述した中堅・中小企業 (SMEs) の取扱いである。当委員会が行った分析によれば、中堅・中小企業のリスクは、より規模の大きい企業のリスクとは異なる。従って当委員会は、例え提案がより複雑になるとしても、中堅・中小企業は、より規模の大きい債務者とは異なる取扱いとすることを決定した。

41. 当委員会は、銀行に選択肢を与えるため、また銀行の個別の業務戦略やシステムに対応するために複雑性を受け入れることが正しければこれを受け入れることを基本原則としてきた。この方針には業界メンバーも賛同しており、様々な分野で更なるリスクの区分を認めて欲しいとの要望も一部から寄せられている。

オペレーションル・リスク

42. バーゼル委員会は、オペレーションル・リスクは銀行が直面する重大なり

スクであり、銀行は同リスクから発生する潜在的な損失に備えるための資本を持つ必要があると考える。この考え方は世界的に活動する多くの金融機関と共通しており、それらの金融機関はオペレーショナル・リスクの分析と評価において最先端にある。当委員会は、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義することを提案しており、従って法務リスクもオペレーショナル・リスクに含まれる。

43. オペレーショナル・リスクの測定手法は急速な発展の最中にあるものの、マーケット・リスクや信用リスクと同様の正確性をもって同リスクを定量化することは難しいと思われる。このため、最低所要自己資本にオペレーショナル・リスクの計測を織り込むことは、明らかに困難な課題となる。しかし当委員会は、オペレーショナル・リスクを測定・管理する手法を引き続き発展させる強いインセンティブが存在し、かつ、銀行が同リスクに対する十分な自己資本のバッファーを備えていることを確保するため、同リスクを所要自己資本に織り込むことは不可欠であると考える。オペレーショナル・リスクが最低所要自己資本（第一の柱）の枠内で取り扱われなければ、こうしたインセンティブは低下し、業界が本リスクに関する問題に投入する資源が減少する結果となることは明白である。

44. 一方、当委員会は、オペレーショナル・リスクおよび同リスクに対する所要自己資本を測定する手法の選択について、過去に例のないほど大きな柔軟性を銀行に与えている。先進的計測手法（AMA）の下では、銀行は自らのオペレーショナル・リスク評価手法が十分に包括的かつ系統的であることを条件に、その手法を用いることが認められる。革新的な手法の開発を促進するため、AMAに適用される規格や基準の詳細度は最小限にとどめられている。ただし、当委員会はオペレーショナル・リスクの管理手法の進歩を継続的に検証する所存である。

45. いまひとつの変更点は、AMAによる測定結果について、特定の量的限度（すなわち、自己資本のフロアに関する提案）を廃止したことである。これは、銀行がオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の算定に際し、自らの業務構成や内在するリスクに合致していると考える手法を開発するために、最大限の柔軟性を与えるという当委員会の意向を反映したものである。当委員会は、AMAの精神と整合的なオペレーショナル・リスクの枠組を開発してきた銀行から強い支持を受けている。これらの銀行は、そうした枠組が銀行自身のリスク管理プロセスに大きな利益をもたらすと考えており、当委員会の提案によってその開発が促進されるであろうと認めており、特に重要なことは、こう

した枠組の開発に真剣な努力を払ってきた銀行が、柔軟かつ包括的なオペレーショナル・リスク測定手法を自行内で開発することは可能であると考えていることである。また銀行は、これにより、自行内におけるリスクと自己資本充実度の評価が有意義かつ有益なかたちで拡充されるであろうと述べている。

新合意における所要自己資本の水準調整

46. 新合意の開発過程を通じて主要な課題であり続けたのは、現行合意との対比において、最低所要自己資本の水準にどのような影響があるのか、ということであった。幾つかの機会に述べてきたとおり、バーゼル委員会は銀行システム全体の規制上の最低所要自己資本を（増加であれ減少であれ）大幅に変化させることを目的としてこれらの改訂作業に取り組んだわけではない。しかし当委員会は、よりリスク感応度の高い枠組が個別銀行の最低所要自己資本の水準に影響を及ぼし得ることを認識している。
47. 新合意における所要自己資本の水準調整を難しくしているいまひとつの理由は、複数の手法が存在すること、かつ、より先進的な手法を採用する具体的なインセンティブを銀行に与えたいと当委員会が希望していることである。従って当委員会は、所要自己資本の水準調整に関する問題、および、当委員会の提案が及ぼす影響の実証的推計に少なからぬ努力を傾けてきた。この作業は、当委員会の提案が銀行の現在のポートフォリオにどのような影響を及ぼすかについて、業界からデータとフィードバックを得ることによりはじめて可能となった。例えば、当委員会が様々なリテール・エクスプロージャーに適用する所要自己資本を削減するなど標準的手法の所要自己資本水準の設定に様々な変更を加えるに至ったのは、主としてこうした作業の結果に基づくものである。
48. 当委員会における本作業のひとつの焦点は、新しい枠組の様々な個所で用いられている所要自己資本算定のための数式の技術的な細かい部分であった。当委員会はその際、どのような市場実務が主流となっているかを理解し、提案が個々の業務ラインにどのような影響を及ぼすかを把握すべく努力した。市場参加者との対話は今後も継続することが期待される。
49. 本作業の第二の焦点は、当委員会の提案全体が銀行に及ぼす総合的な影響を評価することであった。この観点から当委員会は、改訂標準的手法と内部格付手法を相互比較し評価した。当委員会がこれまでに行った影響度調査は、いずれも新たな枠組の一部にのみ焦点を当てたものではあったが、非常に有用であった。

50. 今回行う QIS 3 は、当委員会が十分なデータに基づいて更なる比較を行う能力を大幅に高めるため、包括的な性質のものとなっている。従って、当委員会は細心の注意を払って QIS 3 を企画した。当委員会は、こうした努力を継続的に行い、自己資本の絶対水準に関する当委員会の主目的が確実に達成されるようになってきたが、実際には当委員会が現在行っている実地調査と一致しない結果が生じる惧れは残っている。

51. こうしたリスクに備えて、当委員会は新しい枠組への移行に際し慎重なアプローチを採用する所存である。まず、より先進的なリスク評価手法（即ち、信用リスクにおける内部格付手法やオペレーション・リスクにおける先進的計測手法）を採用する銀行は、バーゼル II の正式な実施に先立つ 1 年間にわたり、現行合意と並行してそれらの手法を試行することが求められる。当委員会は、これにより銀行および監督当局は新合意の及ぼし得る影響について貴重な情報を得ることになり、また、問題点は正式な実施に先立って取り上げられるであろうと考えている。

52. 当委員会はまた、正式な実施以後 2 年にわたり、先進的な手法を用いる銀行が算出する新たな所要自己資本が段階的に減少するようなフロアーを設けることを提案している。本フロアーは現行合意のルールを用いて計算され、1 年目については現行ルールに基づく所要自己資本額の 90%、2 年目については同 80% とする。本経過措置は、こうした先進的な手法を用いる具体的なインセンティブを銀行に与えたいという意向と、自己資本の絶対水準の設定が不適切となるリスクに備える必要性とのバランスをとること、および、そうした問題点があれば修正する機会を当委員会に与えることを企図したものである。より一般的な観点に立てば、2 年間にわたりバーゼル I とバーゼル II の下で計算を行うことによって、市場参加者は両制度の違いがどのような性質のものであるかをより深く理解することができるであろうと当委員会は考える。

シクリカリティの可能性

53. 自己資本の絶対水準の論点に関連して、よりリスク感応度の高い自己資本の枠組が、よりシクリカルな銀行行動につながるのではないかということが問題とされた。当委員会は、この問題が監督当局と市場参加者による注意深い検討に値することを認めつつも、リスク感応度の高い規制手法の開発がシクリカルな影響への懸念によって阻害されるべきではないと考える。

54. リスクに対する認識を強め、健全なリスク評価の重要性を強調することの主要な目的のひとつは、銀行に対し、より動的で将来を見通した視点から自ら

の業務活動を捉えるように促すことにある。過去の実例を見ると、銀行は、様々な活動に伴うリスクを評価せず、過度に急速にそうした業務を拡大した場合に困難を経験している。また、自らの保有するリスクの真の性質を問題が表面化した後でさえ依然として理解していない場合には、公的介入を要するレベルにまで問題が拡大してしまう例がしばしばみられてきた。

55. バーゼル委員会は、リスクを重視する堅固な姿勢によって銀行は問題の発生そのものを回避する能力を高めるうえ、仮に問題が発生したとしても、より迅速かつ有効に処理することができると言える。当委員会は、このように行動が変化すれば、金融および経済の安定性に対するネットの影響はプラスであると考える。

56. そのための課題は、銀行やその他の市場参加者がリスクの評価や自らの行動において、より動的で将来を見通したアプローチを探ることを確実にすることである。従って当委員会は、新合意が成功裡に実施されるためには、そうした問題に対し継続的に十分な関心が払われることが不可欠であると考える。例えば、当委員会はバーゼル II の下で所要自己資本が過大になり得る度合いを抑制するため様々な措置を講じたものの、リスク感応度の高い制度の下では、景気循環の過程において銀行の自己資本比率は恐らく今日以上に大きく変動するであろう。当委員会は、事業法人向けエクスポート・カーブを採用したほか、銀行に対し、景気サイクル全体にわたる不透明性を格付プロセスにより強く反映させるように促すためのガイダンスを作成するなどの措置を講じている。

57. 新合意の下で自己資本比率が時間の経過と共に変動するという事実は、銀行やその他の市場参加者がその可能性を認識し、事前に有効な備えを行っている限り、本質的には何の問題もない。すなわち、これは単に、新しい枠組の動的な性格は現行の枠組のものとは異なるということであり、銀行および銀行の財務状況を評価する人々は、こうした変化を評価手順に織り込むことが期待される。

58. 当委員会が内部格付手法を適用する銀行は意味のあるストレス・テストを行うべきであると考えるのはこのためである。これらのストレス・テスト銀行はテストの内容を自ら企画する柔軟性を有しているの目的は、内部格付手法が動的な性格を有すること、および、経済情勢が悪化した場合には内部格付手法による所要自己資本は増加する可能性があることについて、銀行・監督当局双方の注意を喚起することにある。従って銀行は、自己資本計画のプロセスにこうした可能性を織り込むこと、特に新合意の第二の柱の下で自己資本

のバッファーが必要となる可能性を確実に考慮することが必要となる。監督当局は、新合意の第二の柱の下での責任を果たすに当たり、ストレス・テストの結果を検証する。

59. 当委員会は、上記のアプローチは他の 2 つの選択肢の何れよりも好ましいと考える。他の選択肢とは、リスク感応度の高い制度がもたらし得る利益をそもそも放棄すること、あるいは、景気循環の過程において銀行の所要自己資本が変動する度合いを固定する仕組みを考案することであるが、これは間違いなく不可能な仕事である。

合意の実施に関する検討

60. 銀行、監督当局およびその他の関係者は、新合意の実施に向けて既存のシステムや実務をどのように変更すべきかを既に検討し始めている。特に、バーゼル II に提示されている様々な手法の採用を認定する基準を如何に適用するか、また、ある国の監督当局が新合意の 3 つの柱の全てを他の国に比べてより厳格に適用する可能性はないか、といった問題が提起されている。当委員会は、バーゼル II を成功裡に実施するうえで、銀行と監督当局、および各国監督当局の間で頻繁な情報交換を行うことが決定的に重要であると考える。より先進的な手法、すなわち、信用リスクの内部格付手法やオペレーショナル・リスクの先進的計測手法など、銀行自身の推計値に依存することを認める手法を採用したい銀行の場合は、こうした情報交換が特に重要である。

61. 新合意の実施に際しては、銀行・監督当局双方とも資源の投入が必要となる。監督当局側では、バーゼル委員会の下に新合意実施作業部会 (AIG) が組成された。AIG は、上席の監督者により構成され、新しい枠組が十分な整合性を持って実施されることを促進するという任務を与えられている。AIG のアプローチは、銀行が直面する現実的な問題を考慮に入れた実務的なものになろう。

62. バーゼル合意を採用している多くの国において課題になるのは、バーゼル II を実施するタイミングと適用範囲であろう。バーゼル委員会のメンバー国は、国際的に活動している自国の銀行に対し、2006 年末に新合意を共同して実施する意向である。当委員会は、このタイムテーブルが、現行のバーゼル合意を適用している全ての国において優先課題になるとは考えていない。従って当委員会は、各国の監督当局が自国銀行システムの状況に照らして改訂合意の利点を注意深く検討し、可能な実施のタイミングを探るべきであるとの見解を明確にしておきたい。資源の制約や他の優先課題の存在などから、実施のタイミングが 2006 年以降となったとしても驚くことではなく、不適切でもない。

63. バーゼル委員会は、当委員会の提案が非 G 1 0 諸国の銀行にどのような影響を及ぼすかを把握することに強い関心を持っている。当委員会は、QIS 3 に非 G 1 0 諸国の銀行および監督当局が進んで参加することを歓迎する。こうした参加は、非 G 1 0 諸国の銀行に及ぼす影響を当委員会の討議に確実に織り込むための一助となろう。当委員会は、非 G 1 0 諸国の監督当局およびコア・プリンシップル・リエゾン・グループにより既にもたらされているインプットを高く評価する。

64. 合意の実施に関する重要な側面のひとつとして、自国において国際的に活動しているとみなされていない銀行をいかに扱うかという問題がある。当委員会は、「銀行監督のためのコアとなる諸原則」に則って、全ての銀行が何らかの最低自己資本規制に従うべきであると考える。しかし、バーゼル合意は主として、国際的に活動しているとみなされ、多くの場合は業務内容が複雑多岐にわたる銀行を対象としているということを忘れてはならない。このため、当委員会は最近、非 G 1 0 諸国の監督当局と共同で、国際的に活動していない銀行に対する自己資本規制のあり得べきアプローチについて、実務的なガイダンスを開発する作業を開始した。こうしたガイダンスは、新興市場国の監督当局がそれぞれの国内銀行システムに適したアプローチを選択する際に直面する論点や課題について、同監督当局の理解を助けることを狙いとしている。

次のステップ

65. 今後、自己資本合意の改訂に係るバーゼル委員会のプロセスは、QIS 3 から得られるフィードバックを検討するというかたちで進められる。銀行は、2002 年 12 月 20 日までに回答を提出することが求められている。以後、当委員会は時間をかけて結果を評価し、必要に応じて提案を微調整する考えである。

66. 当委員会は現在、2003 年の第 2 四半期に公表する予定の提案に更なる変更があれば、事前にパブリック・コメントを求めるることを予定している。当委員会は長期にわたる市中協議期間を設けることは考えていない。それは、当委員会が業界参加者やその他の関係者と改訂プロセス全体を通して協議を行っており、今後も継続するからである。業界からの回答は、各国が新合意を 2006 年末までに実施することが可能になるような期間内に寄せることが求められる。